

通信環境整備・改善のための支援についてのお知らせ

2020年4月22日

大学院法学政治学研究科長・法学部長 大澤裕

4月7日付け「通信環境の整備・改善のお願いと支援について」の中でお知らせしたように、法学政治学研究科・法学部はオンライン授業受講に必要な通信環境整備・改善のための支援を行います。

この支援は、携帯通信事業各社その他の通信業者が提供する無償通信の恩恵を年齢制限ゆえに受けることができず、自宅における通信環境の整備が経済的に困難な学生に対して、一定の要件を満たすことを条件に行う支援となります。通信環境整備・改善のための支援策としては、すでに全学の支援としてモバイルルーターの貸与が実施されることになっておりますが、全学の支援を受けられないなどの理由で問題が解決されないケースがありうるという点に鑑み、支援を行うことにしました。

1. 支援内容

通信環境整備・改善のための支出の一部をカバーするために、一定額を上限として支給を行います。

2. 支給金額

1ヶ月一人当たり**3,000**円を上限とします。

3. 支援対象期間

2020年4月から7月までの4ヶ月分を上限とします。

ただし、全学支援によるモバイルルーターの貸与を受け、そちらで通信環境の整備・改善を実現できた場合には、直ちに申し出て下さい。原則として、その月をもって支援対象期間の終期とします。

4. 支援対象者

法学政治学研究科・法学部の学生で、次の①～③の要件をすべて満たすものが対象になります。

- ① 自宅における通信環境の整備が経済的に困難である。
- ② 年齢が**25**歳を超えており、通信無償化の対象とならない。
- ③ **2020年4月1日**以降に通信環境整備・改善のための契約を締結した。

通信環境整備・改善の方法については申請者の決定に任されており、たとえば、既存のスマートフォン利用契約に通信量増加のオプションをつけた場合や、モバイルルーターを購入した場合などがこれに含まれます。

契約は申請者の責任で行っていただきます。解約失念等により生じた負担について、本研究科・学部は一切関知しません。

5. 必要書類

申請時に以下の2点の書類を提出して下さい。

- ① 「通信環境整備・改善支援申請書」

書式はホームページからダウンロードして下さい。

- ② 支援の対象となる契約の締結を証明するもの

契約書の写しなど。オンラインで契約を締結したために契約書が発行されない場合には、契約締結完了を示す画面で、月ごとの料金及び予定契約期間がわかるものを保存したファイルでも可。

なお、申請が認められた場合は、送金のために必要な書類として、「振込先データ登録依頼書」と口座通帳の裏面の写し（外国人学生のみ）を提出していただきます。また、送金に当たっては、後述の通り、申請の対象となる期間中に継続して契約を締結していたことを示す書類等の提出が必要になります。こちらについては、申請承認の通知時にご案内します。

6. 提出先及び提出方法

下記のメールアドレスに、上記必要書類のファイルを添付して送信して下さい。

fa_app_inq@j.u-tokyo.ac.jp

その他、本支援に関するご質問等はこちらにお送り下さい。

7. 申請締切

全学の支援が始まり、モバイルルーターの貸与が完了した段階で締切の設定を行う予定です。この点については後日ホームページで告知します。

8. 送金について

支援金の支給は後日となります。具体的には、上記支援対象期間が終わり、申請の対象となる期間中に継続して契約を締結していたことが確認できた後に支援金が送金されます。

ただし、授業料の減免措置を申請する予定であり、後日一括払いでは不都合があるなどの特別の事情がある方は、申請時に申し出るようにして下さい。送金時期について可能な範囲で調整をいたします（その場合でも後払いになることはご了承下さい）。

9. 追記

上記の諸要件を満たさない場合でも、全学の支援を受けられないなど、個別の事情によっては別の支援を検討することがあり得るので、以下のメールアドレス宛にご相談下さい。

学部 : gakubust_jonlineclass_inquiry@j.u-tokyo.ac.jp

大学院 : st_jonlineclass_inquiry@j.u-tokyo.ac.jp

以上